

事 務 連 絡
令和4年12月27日

公益財団法人児童育成協会 御中

内閣府子ども・子育て本部
企業主導型保育事業等担当室

企業主導型保育施設における虐待等の不適切な保育への対応に関する
実態調査について

今般、「保育所等における虐待等に関する対応について」（令和4年12月7日付け事務連絡）を踏まえて、企業主導型保育施設における実態や、貴協会における不適切な保育への対応の実態を把握するための調査を行うこととしました。

つきましては、貴協会における虐待等の不適切な保育への対応等について下記に従って御回答いただくとともに、企業主導型保育施設に対して、下記に従って対応をお願いいたします。

記

○児童育成協会に対する調査

1. 提出期限

令和5年2月3日(金)

2. 提出方法

「児童育成協会における虐待等の不適切な保育への対応等についての調査票」（別添1）に御回答いただき、内閣府に提出すること。

3. 記入要領

- ・ 回答は「認可外保育施設」の欄に記入すること。
- ・ 「1. 虐待等の不適切な保育が疑われた事案」における個別事案の回答に当たっては、別紙を踏まえ回答すること。

○各施設に対する調査

1. 提出期限

令和5年2月3日(金)

2. 提出方法

全ての企業主導型保育施設に対して「企業主導型保育施設における不適切な保育への対応等についての調査票」(別添2)を配布し、回収・取りまとめの上、内閣府へ提出すること。なお、各施設からの提出は必須とすること。

3. 記入要領

「○個別事案について」の回答に当たっては、別紙を踏まえ回答すること。

個別事案の調査の考え方について

- 調査票の「1. 虐待等の不適切な保育が疑われた事案」の No. 1, 2 及び施設調査票の「○個別事案について」の No. 1 における「不適切な保育」とは、「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」（令和 3 年 4 月作成）で示される下記の行為類型を指す。
- ① 子ども一人一人の人格を尊重しない関わり
 - ② 物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ
 - ③ 罰を与える・乱暴な関わり
 - ④ 子ども一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり
 - ⑤ 差別的な関わり
- また、調査票の「1. 虐待等の不適切な保育が疑われた事案」の No. 1, 3 における「虐待等」とは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 9 条の 2 に規定される行為として、下記の行為類型を指す。
- ・ 身体的虐待
 - ・ ネグレクト
 - ・ 性的虐待
 - ・ 心理的虐待

（参考）

◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（抄）
（虐待等の禁止）

第九条の二 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

◎児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抄）
第三十三条の十 （略）

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。